

## (4) 一般建築物の耐震化の推進

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）（以下「促進法」という。）に基づき、建築物の所有者に対し、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、耐震診断・耐震改修を促進する。

昭和56年以前の建築物に対し耐震診断補助制度を設け耐震化の促進を図るとともに、特に耐震診断が義務付けられた建築物については重点的に取り組む。

## (5) 建物等に付属する施設等の安全性の向上

市街地においては、震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下により人的な被害が生じる恐れがあることから、付属物、工作物の安全対策の啓発に努める。

また、ブロック塀の安全性確保および特定天井の脱落対策について建築基準法に基づく改修の指導を行う。

## ○(6) 文化財の耐震化の推進

## ① 文化財の耐震化等

本県の国指定有形文化財は821件で、これは東京、京都、奈良に次ぐ全国で四番目の保有数であり、これら文化財を地震から守るため、以下の対策を推進する。

ア 建造物は、老朽化や腐朽、破損度合の大きい順に耐震補強、解体修理等を実施する。

イ 建造物、美術工芸品とも防災施設整備事業を推進する。

ウ 美術工芸品は耐震保有施設の設置等を推進する。

エ 公益財団法人滋賀県文化財保護協会の融資制度を活用し修理や防災施設の整備を推進する。

オ 文化財の所有者または管理団体に対する防災措置等の指導を行う。

## ② 文化財周辺の環境整備

県および市町は、文化財保護対策の観点にも留意し、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備の推進に努めるものとする。

## 【滋賀県の文化財の状況】

(平成28年11月末現在)

文化財の種別	文化財指定種別			文化財構造種別		
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計
指定建造物	185	72	257	231	26	257
指定美術工芸品	636	254	890	—	—	—
合 計	821	326	1,147	—	—	—

●重要伝統的建造物群 3地区

●登録有形文化財（建造物） 384件

## ○ 6 文化財の保護計画（文化財保護課）

- (1) 文化財が被災した場合は、その所有者および管理団体は、ただちに所轄の消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、市町本部（教育委員会）に報告する。市町本部（教育委員会）は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあっては県本部（教育委員会）へ、国指定の文化財にあっては県本部（教育委員会）を経由して文化庁へ報告しなければならない。
- (2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。

---

### 【災害時応援協定編参照】

- ・ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人プレハブ建築協会）
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県建設業協会）
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（一般社団法人滋賀県電業協会）
- ・ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（滋賀県電気工事工業組合）
- ・ 災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書（公益社団法人滋賀県建築士会）

## 第12章 文化財災害予防計画

(府文化スポーツ部、府教育庁)

### 第1節 現状

#### 第1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に648棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている597棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は458棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の312棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財とともに、設置促進に向け指導助言を行っている。

#### 第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は415社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。

また、府指定・登録文化財は、現在192所有者、282件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の207件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。

#### 第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は137件（二府県にまたがるものは除く。）、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は62件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。

[年次別の指定件数は、資料編2-7参照]

#### 第4 重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区は府内に7地区あるが、総合的な防災設備の設置が進められている。

#### 第5 文化的景観

府内に国選定重要な文化的景観は3件、府選定文化的景観は10件選定されている。

## 第2節 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

## 第3節 計画の内容

### 第1 建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

### 第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

### 第3 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

### 第4 重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

### 第5 文化的景観

重要な文化的景観又は府選定文化的景観選定地域内にある建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

### 第6 文化財保護対策

- 1 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- 2 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- 3 文化財防火データ等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- 4 文化財の防火に關係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

## 第7 補助金及び融資

### 1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

### 2 融資

財団法人 京都府文化財団の行う融資制度

長期 10年償還 低利（年利 1.2%）

融資対象は補助金事業に準ずる

## 第25章 文化財等の応急対策

文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。

また、地震によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

第1 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

第2 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようする。

第4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

- (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。
- (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること。
- (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金に関すること。
- (4) 府立高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となった者に対する授業料の減免に関すること。
- (5) 被災教職員に対する救済措置に関すること。

#### 4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

#### 第4 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 学校等の施設復旧に関する事項
- (2) 教育活動再開に関する事項

### ○ 第8節 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

### 第9節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

(府総務部・府農林水産部)

#### 第1 計画の方針

地震災害後の災害復旧に際し、市町村に対する財政措置並びに農林水産業者及び団体に対する資金融資等について定める。

#### 第2 市町村に対する措置

市町村が被災した施設を原形に復旧するにあたり、府は災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置に万全を期するとともに、市町村の行う一時借入金の借入れあっ旋を行う。

##### 1 災害復旧事業債

- (1) 補助災害復旧事業債

## 第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、府民の生命、身体及び財産を守るために、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

### 第1節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

(各機関)

#### 1 住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、防災関係機関は、住宅等の耐震化を促進するとともに地域全体の耐震化の推進を図るために、次の対策を進めます。

- (1) 住宅の耐震化に関する意識啓発
- (2) 住宅の耐震補強や建て替えを促進する対策の実施
- (3) 耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導
- (4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

#### 2 公共施設等の耐震化の推進

##### (1) 防災上重要な府有施設の耐震化

府は、防災上重要な府有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を策定する。

府は、この耐震化実施の方針に則り、計画的に耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修を推進する。

##### (2) 府以外の防災関係機関においても、市役所、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる施設及び多数の者が利用する施設について、(1)に準じ、耐震化対策を推進する。

##### (3) 道路・鉄道・港湾・ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、港湾、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

【震災編第2編第1章参照】

### ○ 第2節 文化財保護対策の実施

(府文化スポーツ部、府教育庁、市町村)

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

京都府内には、貴重な国民的財産である文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等大規模災害時においても失すことのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

#### 1 文化財の所有者又は管理者は、次の対策を講じる。

- (1) 建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等適切な対策の実施
- (2) 火災延焼から文化財を保護するため、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置
- (3) 消火・防災訓練の実施
- (4) 発災後の安全な場所への迅速な移動

#### 2 府及び市町村は震災編第2編第12章に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

【震災編第2編第12章参照】

#### 第4 建築物の安全性に関する指導等

府及び市町村は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 府建築基準法施行条例による、避難規定等の適用
- 2 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導の推進
- 3 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

#### ○ 第5 文化財

府及び市町村は、府民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- 1 府民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- 2 所有者等に対する防災意識の徹底
- 3 予防体制の確立
  - (1) 初期消火と自衛組織の確立
  - (2) 防災関係機関との連携
  - (3) 地域住民との連携
- 4 消防用設備の整備、保存施設等の充実
  - (1) 消防用設備等の設置促進
  - (2) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

#### 第6 ライフライン・放送施設災害予防対策

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

- 1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）
 

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

  - (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、また、工業用水道については「工業用水道施設設計指針」（一般社団法人日本工業用水道協会）に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
  - (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び

## 2 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊等によって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

## ○ 第4 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市町村教育委員会を経由して府教育委員会に報告する。府教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市町村教育委員会を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

イ 県教育委員会は、市町組合教育委員会等から災害により補給を要する教科書の状況についての報告を県教育事務所を通して受け、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示をすることとする。

### (3) 心の健康管理

#### ① 被災児童生徒への心のケア

ア 教職員によるカウンセリング

イ 電話相談等の実施

ウ 教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携

#### ② 教職員の心の健康管理

ア 災害救急医療チーム派遣制度の確立

イ グループワーク活動の展開

### (4) 教育施設の応急復旧対策

県、市町等は、災害発生後、速やかに被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じることとする。

#### ① 県立諸学校

ア 県立学校長は、軽易な復旧を判断・実施し、県教育委員会に報告することとする。

イ 業者を必要とする復旧は、県教育委員会の指示により行うこととする。

#### ② 市町立諸学校

ア 市町は、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告することとする。

イ 市町は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

#### ③ 社会教育施設

ア 県の施設管理者は、被害状況を県教育委員会に報告することとする。

イ 県の施設管理者は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

ウ 市町は、市町教育委員会の管理する施設について、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告することとする。

#### ○④ 指定文化財等

国・県・市町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、所轄市郡町組合教育委員会を経由して、県教育委員会に報告することとする。

また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が、関係団体（美術館・博物館、都道府県、市町村）の協力により、立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

### (5) 学校の防災機能の強化

教育委員会は、学校が災害時にその機能を損なうことのないよう、防火性等の強化、設備・備品等の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化等を推進することとする。

なお、避難所として指定を受けた学校の整備については、必要により、市町と十分協議調整を図ることとする。

### (6) 防災教育の推進

（→「防災に関する学習等の充実」の項を参照）

## 第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策

[実施機関：県企画県民部管理局、県企画県民部災害対策局、県病院局、県教育委員会、市町]

### 第1 趣旨

県、市町が管理する公共施設等における津波避難に関する対策について定める。

### 第2 内容

#### 1 不特定多数の者が利用する施設

県、市町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。

なお、津波来襲に備えた緊急点検及び巡回の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

○ 【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】

劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建造物 等

#### (1) 各施設に共通する事項

##### ① 津波警報等の入場者等への伝達

##### <留意事項>

(7) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること

(4) 避難地や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

##### ② 応急対策を実施する組織の確立

##### ③ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

##### ④ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

##### ⑤ 出火防止措置

##### ⑥ 水、食料等の備蓄

##### ⑦ 消防用設備の点検、整備

##### ⑧ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

##### ⑨ 防災訓練及び教育、広報

#### (2) 個別事項

##### ① 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすもの

その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずることとする。

##### ② 動物園等

危険動物の動物舎への収容等津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の処置を講ずること

等の耐震対策の促進に努める。

### 5 技術者の養成等

県は、市町村及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断・改修に関する民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努めるほか、これらの技術者を認証・登録する。

## 第4 被災建築物応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備

### 1 被災建築物応急危険度判定士の養成

県は、余震による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる人命への危害（二次災害）を防止する目的で、応急的に被災建築物の被害の程度を調査し、その使用に際しての危険度を判定する被災建築物応急危険度判定士の県登録者を1,000人以上確保するよう養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

### 2 実施体制の整備

県及び市町村は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を図る。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議しており、平成9年度には住宅地図の相互保管を行っている。さらに、今後も判定士の派遣、判定資機材の備蓄等についての相互支援体制の改善を図る。

### 3 応急危険度判定制度の普及・啓発

県及び市町村は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

## ○ 第5 文化財建造物等の耐震性向上対策

### 1 耐震性能確保

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策が採用しがたい。このため、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（24年6月改正）に則り、耐震性能の確保を図る。

従来の文化財建造物における耐震対策については、一旦建造物を解体し補修後組み立て直す根本修理の際に、構造材に沿って補強材を新たに組み込む手法を旨としてきた。ただ時間や経費が長大にかかるため実施件数が少なく、発生が懸念される巨大地震への備えが間に合わないことが懸念されてきた。近年、大規模修理時以外の簡易な耐震補強手法の検討も進んでおり、所有者から修理執行を受託する県は所有者や関係機関と協議しながら、耐震対策工事を推進する必要がある。

## 地震編 第2章 災害予防計画

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果がある。県は文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

### 2 災害時の応急対応体制の確立

県は、災害発生時において、文化財の所有者または管理者及び市町村から被害状況を収集し、被害拡大防止のため、状況の詳細確認を行う県の文化財建造物修理技術職員を現地に早急に派遣する。そのための体制および活動指針は平成18年7月策定の「文化財災害対応マニュアル」(平成19年4月改訂)による。

文化財建造物は災害により倒壊しても、構成部材が焼失・廃棄されない限り旧状への復旧が可能であるが、破損した部材が消火・救援活動の妨げとなり廃棄されるおそれがある。県は文化財建造物の滅失を防ぐ必要性から、文化財保護関係者に対して現地での応急対応を指導する。また、消防機関等の防災関係機関に対してはあらかじめ文化財の所在・形状・員数等の情報を提供し、応急対応についての協力要請を行う。

(資料編「文化財災害予防計画資料」参照)

## 第6 その他

### 1 ブロック塀・石塀等対策

県及び市町村は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。

### 2 落下物等対策

県及び市町村は、地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

### 3 家具等転倒防止対策

県及び市町村は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

## 第33節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

### 第1 基本計画

#### 1 保存整備事業の推進

県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。

#### 2 管理状況の把握

県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握につとめるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

#### 3 所有者・管理者への指導・助言

県は、文化財の所有者・管理者に対し日常における災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言をおこなう。

#### 4 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

県は、「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を進め、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財防火予防に関する認識を高めるとともに災害時に協力する体制づくりを促す。

#### 5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、消防、警察、市町村、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

### 第2 文化財種別対策

#### 1 建造物

防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備の推進。風水害に備えた周辺の環境整備。破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能

## 地震編 第2章 災害予防計画

維持に努める。

また、重要伝統的建造物群保存地区などにおいて、総合的な防災設備の設置が進むよう市町村に指導助言を行う。

## 2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進。

## 3 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

### 第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別	予防方法	予防対策
1. 火災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理
	3. 消火設備の充実強化	1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化。
	4. その他	1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 6. 収蔵庫等耐火建築物への収納

2. 風水害	1. 環境整備	1. 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報機の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検
5. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	1. 定期点検による早期発見 2. 環境整備 3. 防虫処理
6. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	1. 温・湿度の定期的測定 2. 保存箱・収蔵庫への収納 3. 有害光線の減衰 4. 扉の適時閉塞
7. 全般	(全般)	1. 防災訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9. 災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	(防犯対策の強化)	1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の配置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

## 第35節 文化財災害応急対策

(教育委員会)

文化財への応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財の価値を損なわないように、被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

### 第1 災害状況の把握

- 1 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに市町村教育委員会を通じて、県教育委員会へ報告する。  
なお災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市町村教育委員会を通して、その旨を県教育委員会に報告する。県教育委員会は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。
- 2 県教育委員会は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。

### 第2 被害状況の調査と応急措置

- 1 県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。
- 2 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし国指定文化財の応急措置については文化庁へ実施した内容を報告する。

### 第3 復旧対策

別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、県教育委員会は所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし国指定文化財については文化庁の指導を受ける。

(「第2章第13節 建築物等災害予防計画」第5参照)

#### 第4 大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、近隣府県等（文化財保護関係機関を含む。以下同じ。）への応援を要請する。

##### 1 事前準備

被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し近隣府県等との十分な情報交換に努める。

- (1) 指定文化財等の目録・地図を作成し、近隣府県文化財主管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。
- (2) 目録・地図は個別指定文化財の所在地・種別・規模・員数等を記入し、定期的にデータの更新を行う。
- (3) 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県と共有する。
- (4) 災害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

##### 2 支援要請

- (1) 災害時において、被害状況から応援を必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。
- (2) 必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただしそのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
- (3) 応援に要する経費は原則として応援を受ける本県の負担とする。

##### 3 被害状況調査

- (1) 近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。
- (2) 指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。
- (3) 調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真等とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

##### 4 復旧計画の立案・実施

被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

## 地震編 第3章 災害応急対策計画

## 文化財災害応急処置

災害別	応急対策
1. 震災	<p>1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。</p> <p>2. 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。</p>
2. 火災	<p>1. 焼損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県教育委員会の指示に従う。</p> <p>2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県教育委員会の指示に従う。</p> <p>3. 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県教育委員会の指示に従う。</p>
3. 全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

## 地震編 第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震対策等）対策計画

に対して、「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進する。

- 2 年間約3,300万人の観光客が本県を訪れる事から、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

## ○ 第6 文化財保護対策

本県には多数の文化財建造物が存在するので、被害軽減対策の強化、および近隣府県等の関係諸機関との連携が必要である。被害軽減には「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」(平成8年、文化庁)及び「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成11年、24年改正、文化庁)に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」(内閣府等)や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」(内閣府・文化庁等)の検討結果を参考にするほか、「第2章第13節 建築物等災害予防計画」第5に基づき対策を促進する。

## 第18章 文化財災害予防計画（県教育委員会）

### 1 現 態

文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む。）及び記念物（特別記念物含む。）等並びに県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等は、高野町をはじめ和歌山市、田辺市、那智勝浦町等に多く所在し、このほか市町村が条例により指定している文化財も多数ある。

文化財の防災施設としては、警報設備、避雷設備、消火設備及び防災道路などで、これらの設置等につき、国及び県等からの補助金により漸次施設設備の整備を図っている。

また、津波被害が危ぶまれる沿岸市町の社寺を対象に美術工芸品を中心とした文化財（未指定品を含む）の所在確認調査を行っている。

※ 国・県指定文化財集計表は、資料編17-01-00を参照

※ 指定文化財国宝（建造物）は、資料編17-02-00を参照

※ 指定文化財重要文化財（建造物）は、資料編17-03-00を参照

※ 県指定文化財（建造物）は、資料編17-04-00を参照

### 2 計画方針

県内には、歴史的に価値の高い文化財が未指定のものも含め数多く残されている。これら文化財を保存し、後世に伝えるためには文化財の所在情報の充実等により、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画するとともに、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県教育委員会及び市町村教育委員会は、勧告、助言、指導等を行うものとする。

### 3 事業計画

県・市町村（教育委員会）、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

#### (1) 施設整備等

##### ア 火災対策

火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャー設備、防火壁、防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

##### イ 地震対策

建造物等の耐震化、美術工芸品等の転倒・転落防止対策、史跡等の地盤崩落防止措置等

##### ウ その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止棚等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気の安全性の定期検

査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

(2) 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な指導等

(3) 文化財保護思想の普及及び訓練

ア 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

イ 文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を隨時行う。

(4) 指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、これらのうち自動火災報知設備は消防法による失効及び経年劣化による設備の老朽化に伴い、現在計画的に改修を図っている。

(5) 文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに市町村教育委員会に報告する。

市町村教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（平成28.3.31現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設設置済件数	設置率
警報設備	国	77	76	99%
	県	46	26	57%
消火設備	国	77	70	91%
	県	46	18	39%
避雷設備	国	77	64	83%
	県	46	13	28%

(注) 1 国指定建造物80件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

2 県指定建造物60件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

(6) 博物館施設等との連携強化

ア 各市町村教育委員会及び県内博物館施設等が加入する和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急処置、保全のための情報共有を図る。また、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財の保全活動に関するマニュアル整備を行うとともに、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行う。

イ 被災時に文化財の救援・保全を速やかに実施できるよう博物館施設等の相互の支援体制整備を行う。

### 第3章 消防計画（県総務部危機管理局）

#### 1 計画方針

現行消防組織は市町村消防が原則であり、消防組織法第6条に規定するように消防責任は市町村にある。したがって、消防活動は、市町村がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要ある場合、又は被災市町村により要請のある場合は、関係法令の規定によって応援出動を命じるなど必要な措置をとるものとする。また、県は市町村が大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な開発が円滑に進むよう努めるものとする。

また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

なお、消防情報の収集等の計画は、本計画によるもののほか「市町村計画」及び「市町村消防計画」によるものとする。

#### 2 計画内容

##### (1) 消防情報の収集

市町村と緊密な連絡を図り、その被害状況及び応急対策に資するものとする。

なお、情報の収集は、被害状況等の収集計画及び「火災・災害等即報要領」によるものとする。

「火災即報」については、次のいずれかに該当する火災について、火災発生後直ちに電話・FAX等によって報告するものとする。

また、大地震に伴って大火災等が発生した場合には、「災害即報」として報告するものとする。  
(この報告をもって火災即報とみなすものとする。)

※ 火災即報様式は、資料編40-01-01~02を参照

- ア 死者3名以上生じた火災
- イ 死者及び負傷者の合計が10名以上生じた火災
- ウ 特定防火対象物で死者の発生した火災
- エ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- オ 大使館、領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- カ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- キ 損害額1億円以上と推定される火災
- ク 焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災
- ケ 空中消火を要請又は実施した林野火災
- コ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
- サ 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- シ タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- ス トンネル内車両火災
- セ 列車火災
- ソ その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

## ○ 第6節 文化財等救援・保全活動の計画（県教育委員会）

### 1 計画方針

災害時における文化財等の救援・保全等の措置を図るものとする。

### 2 計画内容

災害発生時においては、各市町村教育委員会及び県内博物館施設等が加入する和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、文化財の被害状況を把握し、救援・保全を速やかに実施するよう努めるものとする。

また、文化庁、国立文化財機構等を通じ外部の専門的救援団体や、近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財建造物の被災調査に関する要領による応援部隊を受け入れるものとする。

## 第7節 学用品支給計画（県企画部・福祉保健部・県教育委員会）

### 1 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

### 2 計画内容

#### (1) 給与の種別

教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

#### (2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

#### (3) 給与方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は、県又は市町村が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務を市町村長に委任することがある。

イ 県又は市町村は、学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

#### (4) 救助法による学用品の給与基準

ア 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うものであること。

イ 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行われること。

○(10) 文化財災害復旧事業計画

(11) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

(1) 国庫補助及び国の財政措置

ア 公共土木施設災害復旧……公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

イ 農林水産施設災害復旧……農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの

ウ 公立学校施設災害復旧……公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

エ 公営住宅の建設……公営住宅法によるもの

オ 都市施設災害復旧……都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

(2) 地方債に基づく措置によるもの

(3) 地方交付税に基づく措置によるもの

(4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

ア 激甚災害の調査

(1) 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

(2) 市町村

市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

イ 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きをとる。

ウ 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

※ 激甚災害指定基準は、資料編58-01-00を参照

## 【津 波】

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町村長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう勧告指示することとする。
- イ 地震発生後、津波警報等が発表されたときには、市町村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう勧告指示することとする。
- ウ 知事は、当該災害の発生により市町村長が上記の勧告指示できなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

### (3) 避難方法・避難誘導等

第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところによるが、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒步帰宅のための支援策等も講じることとする。

## 2 施設の緊急点検・巡視等

県・市町村は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

## 3 二次災害の防止

県・市町村は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村へ指示するものとする。

## 4 救助・救急・消火・医療活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4編第3章「消防計画」並びに第5章第10節「医療助産計画」に定めるところによる。

- なお、文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策を予め講じることとし、その計画については、第3編第18章「文化財災害予防計画」に定めるところによる。

## 5 物資調達

- (1) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。
- (2) 県は、県内市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあせん調整を実施する。
- (3) 県は、(1)(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。

## 第1章 文化財災害対策

(県総務部、県教育委員会)

### 第1節 目的

この計画は、文化財や歴史的に価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的とする。

### 第2節 現況

文化財の指定又は選定については、国においては文化財保護法によって文部科学大臣が、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術の7部門に大別し、それぞれの部門ごとに重要なものを指定又は選定している。また近年、文化財を活用しながら保存する登録有形文化財の制度が普及しており、建造物の登録数が飛躍的に増えている。県においては、鳥取県文化財保護条例によって県教育委員会が国と同じ7部門ごとに国の指定・選定に準ずるものを指定し、又は選定することになっている。市町村においては、それぞれの条例に基づき指定している。なお、県下における指定文化財の現状は、資料編のとおりである。

また、歴史的に価値がある公文書等については、県公文書館や博物館、図書館等で収集・保管に努めているところであるが、県や市町村が把握していない個人が所有している文書等も相当数あるものと思われる。

### 第3節 文化財の保護管理

#### 1 保護・管理等の責任

指定又は選定された文化財の保護・管理等については、国・県とも当該文化財の所有者・管理者等の責任において行うことになっている。

#### 2 保護・管理等の指導

- (1) 国の指定又は選定に係るものについては文化庁長官が、県の指定又は選定に係るものについては県教育委員会が、保護・管理等について必要な命令・勧告・指示・助言をすることになっている。
- (2) 所有者・管理者等が、文化財の保護・管理等に多額の経費を要し、その負担に堪えない場合には、その経費について補助する制度が設けられている。

### 第4節 災害予防対策

#### 1 対象物

防災上留意している文化財の種別は、有形文化財（建造物、美術工芸に属する彫刻（主として仏像）・絵画、考古資料等）、有形民俗文化財、伝統的建造物群及び登録有形文化財（建造物）であり、これらの文化財は概ね水利の不便な場所にある。

#### 2 対策

- (1) 施設整備
  - ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。
  - イ 彫刻・絵画など美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導・補助を行う方針である。
  - ウ 必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図ると共に、耐震化の措置を図る。
- (2) 火災予防体制の指導
 

第4部第4章「消防活動体制の整備」を参照すること。

#### 3 その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるので、安易に破棄することがないよう平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

### 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

#### 1 市町村の保有する文化財、公文書等の災害予防体制の整備

## 第21節 文教対策

### 第1 基本的な考え方

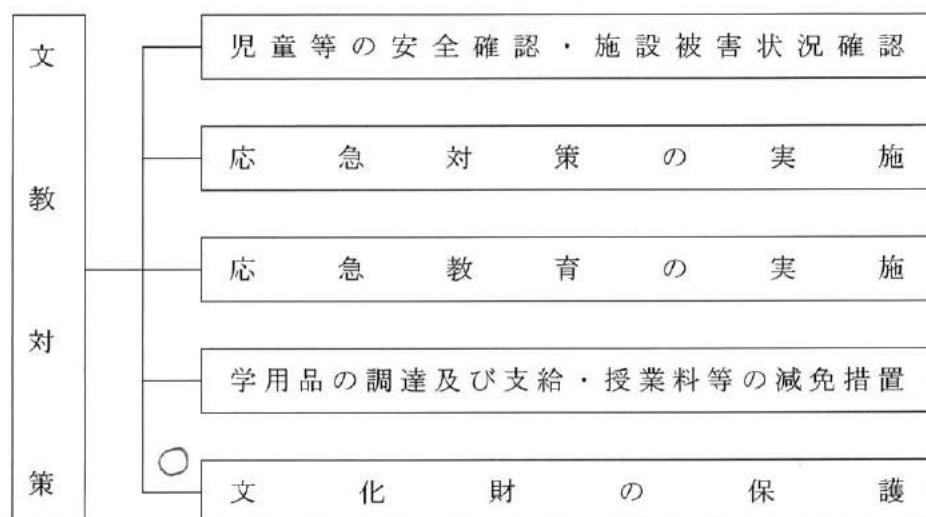
#### 1 趣旨

公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

- また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び市町村においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。

#### 2 対策の体系



#### 3 留意点

##### (1) 学校等における防災体制の確立

地震災害発生時における防災体制については、地域の実状等に応じた教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制の確立などについて考慮する。

##### (2) 被災時の避難所としての役割への対応

避難所は原則として市町村が運営するが、指定避難所等として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

## 第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

◆実施機関 県（総務部総務課、健康福祉部青少年家庭課、子ども・子育て支援課、教育庁）、市町村教育委員会

#### 1 最優先課題

地震発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等などに対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

## 第6 文化財の保護

### 1 県内の文化財の現況

島根県地域防災計画（資料編）「国・県指定文化財種別件数 等」参照

### 2 文化財の応急措置

◆実施機関 県（教育庁文化財課）

国・県指定建造物をはじめ、国・県指定有形民俗文化財に指定された建造物、及び重要伝統的建造物群に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。

また、国・県指定史跡、名勝には、城跡、古墳、横穴、庭園など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。

国・県指定天然記念物には、風化、浸食作用によって形成された断崖、海岸、渓谷、河川等災害に弱いものが多いばかりではなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日常的な管理やパトロールを徹底させなければならない。

これらの文化財が被災した場合には、県は、被災地の市町村教育委員会による被害状況報告を受けて、災害の拡大防止を図るために以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つ。

(1) 被害が小さいときは、所有者や被災地の市町村教育委員会と連絡をとりあって応急修理を施す。

(2) 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。

(3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図る。

なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

## 第8節 文教対策

### 第1 基本的な考え方

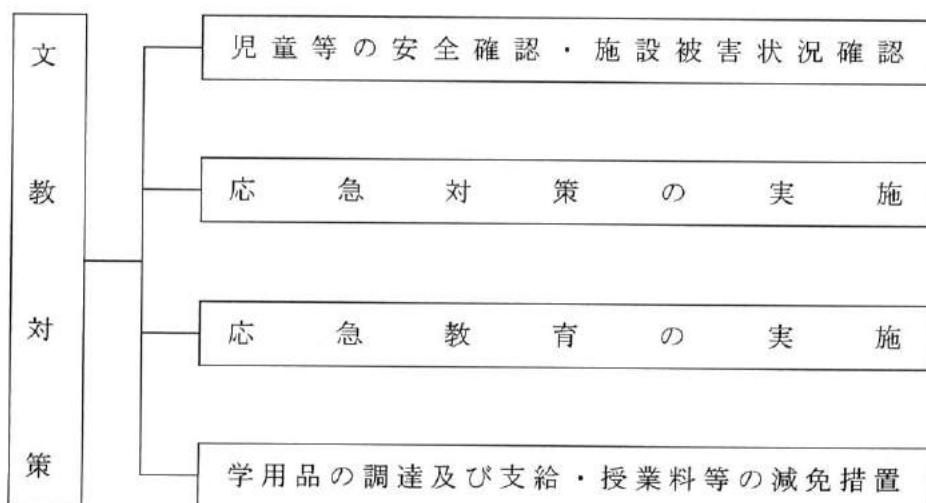
#### 1 趣旨

公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

○また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び市町村においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。

#### 2 対策の体系



#### 3 留意点

##### (1) 学校等における防災体制の確立

津波災害発生時における防災体制については、地域の実状等に応じた教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制の確立などについて考慮する。

##### (2) 被災時の避難所としての役割への対応

避難所は原則として市町村が運営するが、指定避難所等として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

## 第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

◆実施機関 県（総務部総務課、健康福祉部青少年家庭課、子ども・子育て支援課、教育庁）、市町村教育委員会

#### 1 最優先課題

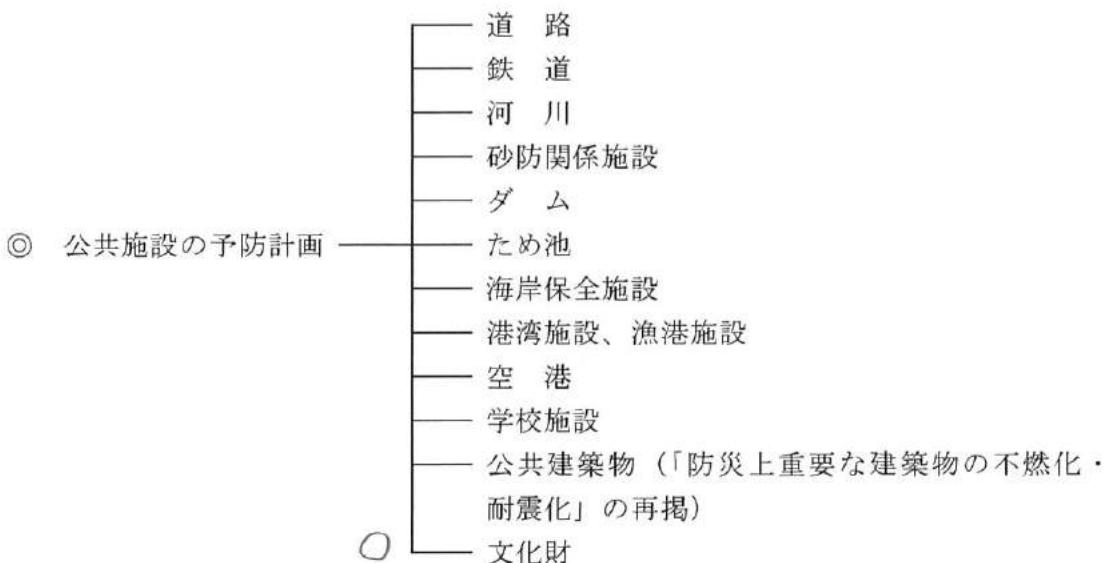
津波発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等などに対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

## 第2項 公共施設等災害予防計画

地震・津波に強い県土の形成を図るため、県、市町村、指定地方行政機関は、道路、鉄道等の交通施設を始め、河川、砂防、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、地震・津波対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。



### 第1 道 路

#### (1) 現状と課題

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

#### (2) 基本方針

県の被害想定における最大震度6強の地震が発生した場合においても、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性につい

## (2) 対 策

### [国、県、市町村、施設管理者]

国、県、市町村及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

## ○ 第12 文化財

### (1) 現状と課題

地震による被害としては、建造物の倒壊、津波による浸水、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒・落下による損傷、津波による汚損等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

### (2) 基本方針

文化財の保護のため県民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

### (3) 対 策

#### [県、市町村]

ア 文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

イ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対し防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

ウ 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(ア) 重要文化財建造物等にあっては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。

(イ) 建造物以外の有形文化財にあっては、移動・転倒・落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。

エ 文化財及び周辺の環境整備を実施する。

[校長等]

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

(6) 社会教育施設等の保護

[県(教育委員会)、市町村]

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

○ イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市町村教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により市町村教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

- P R T R 法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。
- 毒物劇物製造施設等への監視指導により、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を図る。

**【具体目標】**

- ・水質事故発生件数  
171 件 (H26) → 171 件以下 (H32)

○ (ウ) 文化財の保護

- 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、指定文化財の保存・活用を図るために所有者等が実施する耐震化を含む保存修理等に要する経費の一部を助成する。

(エ) 孤立化防止のためのインフラ整備

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。
- 離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設の耐震対策などのインフラ整備を進めていく。
- 陸上・海上輸送が機能しない場合には、把握している臨時ヘリポートの候補地等を活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。

**【具体目標】**

- ・法面災害防除対策箇所数  
14 箇所 (H27) → 230 箇所 (H32)

(オ) 農業用水利施設等の老朽化対策

- ため池からの漏水や堤体の浸食など危険な状態にある老朽ため池の補修・改修を実施する。
- 地域防災計画に位置付けた県重要ため池のうち、優先度の高いため池について、必要な耐震対策を実施する。
- 老朽化した農業用水利施設については、地域段階での機能診断と保全計画の作成を促進し、緊急性を考慮し計画的な改修・整備を実施していく。

**【具体目標】**

- ・老朽ため池対策箇所数  
1,091 箇所 (H25) → 1,790 箇所 (H32)

(カ) 事業継続の取組の推進

- 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心に B C P 策定を普及啓発していく。

(キ) 業務継続性の確保

- 南海トラフ地震を想定し、県の「業務継続計画（B C P）」及び「計画に基づくマニュアル」について、見直しを行い、訓練等を通じて検証していく。
- 平成 27 年 5 月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を活用して、市町における「業務継続計画（B C P）」の策定を促進する。

**【具体目標】**

- ・市町 B C P 策定市町数  
2 市町 (H26) → 23 市町 (H32)

(ク) 執務環境、実施体制の維持確保

- 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や事業者団体等と締結している非常

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

#### ウ 臨港道路橋梁の整備

避難者や緊急物資の輸送等に資する臨港道路について、橋梁の耐震性を確保する。

#### (6) 鉄道の整備

鉄道施設のうち橋梁・高架等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法等の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設の補強、更新、改築等の倒壊防止策を、輸送量の多い線区から優先的に順次整備する。

### 3 住宅、建築物等の安全性の確保

#### (1) 一般建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

#### (2) 居住空間内外における安全確保

##### ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

##### イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

#### ○ (3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

県は、県内に所在する国・県・市町指定等の文化財及びそれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関する市町及び所有者等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

#### (4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域において適正な宅地造成を促進するとともに、宅地造成工事規制区域内及び造成宅地防災区域内の造成宅地の災害防止を促進する。

県及び市町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に周知する。

#### (5) 公営住宅の耐震化の推進

既設公営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密集市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

#### (6) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等の発生が予想される土砂災害危険箇所の集中している都市部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害危険箇所等についての情報提供を行う。

## 10 文教関係

### ア 避難計画の作成

学校の管理者（市町立学校にあっては当該市町教育委員会、県立学校及び私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。）にあっては、校長、公立大学にあっては学長）は、あらかじめ市町長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

### イ 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者（市町立学校（幼稚園を除く。）にあっては当該市町教育委員会、県立学校及び私立小・中・高等学校（各種学校のうち外国人学校及び専修学校のうち3年制高等課程を含む。）にあっては校長）は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

### ウ 園児・児童・生徒に対する防災教育

（ア）県教育委員会は、園児・児童・生徒に対する地震及び津波防災教育の実施について、公立学校（大学を除く。以下この項において同じ。）の管理者を指導する。

また、県は、私立学校及び公立大学に対し、公立学校に準じた防災教育を行うよう指導又は要請する。

（イ）公立学校の管理者は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震の基礎的な知識及び地震発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

また、県は、私立学校に対し、公立学校に準じた対策を行うよう指導又は要請する。

（ウ）高等学校の生徒を対象にして、応急看護の実践的技能の習得を図る。

### エ 学校施設の耐震化

公立学校の設置者は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

学校法人等が設置する私立学校については、学校法人等に対して、施設の耐震化の促進に向けて支援する。

### ○ オ 文化財の保護

県及び市町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

### カ 地域の避難所となる場合の対策

（ア）学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

（イ）学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市町長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

### キ 教職員に対する研修

県教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

また、県は、私立学校及び公立大学に対し、これに準じた教育及び研修を行うよう指導又は

要請する。

ク 社会教育等を通じての啓発

県教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

- また、文化財を地震災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

11 罹災証明書の発行体制の整備

市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

- さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。
- (2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について、市町と必要な協議を行う。

#### 6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認した上、市町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。
- さらに、避難所として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
- (2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市町と必要な協議を行う。

#### ○ 7 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市町教育委員会に被災状況を報告する。
- (2) 市町教育委員会は、市町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。
- (3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市町教育委員会に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。
- (4) 県教育委員会は、平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。

等防災体制の整備を図る。

**【具体目標】**

- ・水質事故発生件数  
171件 (H26) → 171件以下 (H32)

○ (ウ) 文化財の保護

- 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、指定文化財の保存・活用を図るため所有者等が実施する耐震化を含む保存修理等に要する経費の一部を助成する。

(エ) 孤立化防止のためのインフラ整備

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。
- 離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設の耐震対策などのインフラ整備を進めていく。
- 陸上・海上輸送が機能しない場合には、把握している臨時ヘリポートの候補地等を活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。

**【具体目標】**

- ・法面災害防除対策箇所数  
14箇所 (H27) → 230箇所 (H32)

(オ) 農業用水利施設等の老朽化対策

- ため池からの漏水や堤体の浸食など危険な状態にある老朽ため池の補修・改修を実施する。
- 地域防災計画に位置付けた県重要ため池のうち、優先度の高いため池について、必要な耐震対策を実施する。
- 老朽化した農業用水利施設については、地域段階での機能診断と保全計画の作成を促進し、緊急性を考慮し計画的な改修・整備を実施していく。

**【具体目標】**

- ・老朽ため池対策箇所数  
1,091箇所 (H25) → 1,790箇所 (H32)

(カ) 事業継続の取組の推進

- 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にB C P策定を普及啓発していく。

(キ) 業務継続性の確保

- 南海トラフ地震を想定し、県の「業務継続計画 (B C P)」及び「計画に基づくマニュアル」について、見直しを行い、訓練等を通じて検証していく。
- 平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を活用して、市町における「業務継続計画 (B C P)」の策定を促進する。

**【具体目標】**

- ・市町B C P策定市町数  
2市町 (H26) → 23市町 (H32)

(ク) 執務環境、実施体制の維持確保

- 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を推進する。
- 県の各庁舎のネットワーク機器等の漏水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないよう対策を構じることについて検討する。

(ケ) 道の駅の活用促進

- 災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、防災拠点としての活用を推進する。

### (5) 港湾の整備

東日本大震災の国の調査結果と整備基準・設計基準の見直しを受けた広島県の港湾・漁港の設計マニュアル等により整備する。

#### ア 耐震強化岸壁の整備

地震・津波が発生した場合に、避難者や緊急物資の輸送を確保するとともに、国際コンテナ物流機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備や既存岸壁の耐震強化を図る。

#### イ 港湾緑地の整備

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

#### ウ 臨港道路橋梁の整備

避難者や緊急物資の輸送等に資する臨港道路について、橋梁の耐震性を確保する。

### (6) 鉄道の整備

鉄道施設のうち橋梁・高架等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法等の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設の補強、更新、改築等の倒壊防止策を、輸送量の多い線区から優先的に順次整備する。

## 3 住宅、建築物等の安全性の確保

### (1) 一般建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

### (2) 居住空間内外における安全確保

#### ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

#### イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

### ○ (3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

県は、県内に所在する国・県・市町指定等の文化財及びそれらを収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関する市町及び所有者等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

### (4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域において適正な宅地造成を促進するとともに、宅地造成工事規制区域内及び造成宅地防災区域内の造成宅地の災害防止を促進する。

県及び市町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に周知する。

### (5) 公営住宅の耐震化の推進

既設公営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐

学校法人等が設置する私立学校については、学校法人等に対して、施設の耐震化の促進に向けて支援する。

○ (5) 文化財の保護

県及び市町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(6) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市町長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(7) 教職員に対する研修

県教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

また、県は、私立学校及び公立大学に対し、これに準じた教育及び研修を行うよう指導又是要請する。

(8) 社会教育等を通じての啓発

県教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震・津波防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から地域の地震・津波防災に寄与する意識を高める。

○ また、文化財を地震・津波災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

## 11 罹災証明書の発行体制の整備

市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について、市町と必要な協議を行う。

## 6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認した上、市町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市町と必要な協議を行う。

## ○ 7 文化財に対する対策

(1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市町教育委員会に被災状況を報告する。

(2) 市町教育委員会は、市町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

(3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市町教育委員会に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。

(4) 県教育委員会は、平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。